所得税法施行令第三百六条の二第二項	所得税の額	所得税法施行令第三百六条の二第三項	所得税	所得税法施行令第三百六条の二第七項	係る所得税の額	租税特別措置法施行令第四条の二第九項の表第二百五十八条第四項の項	受けた租税特別措置法	租税特別措置法施行令第四条の二第十二項	法第八条の四第三項第四号（租税特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	所得税の額に係る	金額（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される	について同令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される	とする
所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額		所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税		所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額		受けた我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法		我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第八条の四第三項第四号		特別措置法第五条の三十一第一項の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額のうち所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	金額（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される第十五条第一項の規定により読み替えて適用される		（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項第一号に規定する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第十三項第一号に掲げる金額（第四条の九第一項に規定する金額をいう。）に別措置法第五条の二十六第三項（第四条の九第一項に限る。）とする

| | | | | | | | | |